

	<p style="text-align: center;"><u>市町村と利用者である保護者との契約、市町村と保育所との三者の公的契約制度が不可欠。(再掲)</u></p> <p>○ 都道府県による指定は、行政と事業者との間の公法上の契約関係であり、現行の市町村から保育所への委託に代わるもの。</p> <p><del>○ 直接個人に対する金銭給付になった場合に、勤務年数や保育士の配置などについてどのように費用に反映していくことができるのか。</del></p> <p>○ 事業者から提供されるサービスの質や内容が違うことを評価し、サービスの内容に応じて単価の内容も変えることは合理的であり、仮に費用の払い方の考え方が利用者に対する補助だということだとしても、事業者側の状況は当然考慮できる。</p> <p><u>(以下の議論に対する意見)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>直接個人に対する金銭給付になった場合に、勤務年数や保育士の配置などについてどのように費用に反映していくことができるのか。</u></li> </ul> <p>○ 子どもの保育を保障する観点から、配慮が必要なケースや利用料になじまない事業等、多様な保育機能の維持・発展等に一定の固定費が確保された仕組みが必要。</p> <p>○ <u>市町村立保育所の場合、保育運営費は交付税措置とされている。交付税措置はすべての市町村に一定の割合で交付されるわけではない。また、一般財源であり、財政当局との折衝の中で予算を確保する流れで、実際には抑えられている。個人に対する費用保障となった場合、民間保育所に行けば全額給付され、市町村立だと一般財源なので個人に保障される額が低くなってしまふ恐れがあるのが課題。法定化や特定財源による担保などが必要。</u></p> <p>○ <u>民間事業者として複数の園を運営し、量的・質的な向上を目指す中で、採用や研修、次の園の開発という点で本部の機能が非常に大きく、使途制限が障壁になっている。利用者に対する費用保障(給付)を行い、利用者が保育サービスの費用を負担するという考え方により、保育サービス費用の使途が自由化され、事業者の創意工夫により保育サービスの質・量が一層向上する。</u></p>
○ 保育所等による法定代理受領	<p>◎ <u>利用者への保育の給付が行われ、必要な費用を保障する仕組みとするに当たっては、法律に基づき、保育所等が利用者に代わり、市町村に費用を請求し、支払いを受けること(法定代理受領)を可能とすることが必要。</u></p>

こうすることにより、市町村から保育所等への直接、利用したサービスの費用保障（給付）することと同等の仕組みとなる（現行と同様に現物給付化）。

- ◎ また、この仕組みでは、認定を受けた上で、現場において当事者同士でサービス提供・利用が行われれば、義務的に公的な費用の保障（給付）が行われることとなる。
- ◎ 利用保障された個人が利用したサービスに対して市町村は費用を例外なく負担していくことになると、市町村の支出が大幅に増大すると考えられ、市町村が財政的責任を果たしていける制度もセットで検討していくことが必要。

◆ 上記のように、利用者への保育の給付が行われ、必要な費用を保障する仕組みとするに当たっては、法律に基づき、保育所等が利用者に代わり、市町村に費用を請求し、支払いを受けること（法定代理受領）を可能とすることが必要。こうすることにより、市町村から保育所等への直接費用保障（給付）することと同等の仕組みとなる（現行と同様に現物給付化）。

- 「認定こども園」の幼保連携型の認可保育所の部分については、利用料は原則、園が徴収という形になっており、運営費は園の保育料を差し引いたものを市町村が支弁するという形である。そのことについて、保護者等からの混乱も、苦情もなく、保育の責任は引き続き全うしていることを確認している。
- 「認定こども園」は代理受領ではない。代理受領は本来受け取るのは利用者である。直接利用者に対して補助されている性格の資金になる。使途制限がなくなってよいのか。
- ~~法定代理受領では仕組みの性格を変えてくるのではないか。定員別単価をするので問題はないと言うが、将来的にコストとのバランスを見て、崩れる可能性があるのではないか。~~
- 代理受領は実態としては現物給付である。法的なテクニックとして代理受領という形を採っているということであって、利用者の目から見たとき、例えば、医療保険の被保険者自身に対する現物給付と何も変わらない。

（以下の議論に対する意見）

- ・ 法定代理受領では仕組みの性格を変えてくるのではないか。定員別単価をするので問題はないと言うが、将来的にコストとのバランスを見て、崩れる可能性があるのではないか。

	<p>◆ また、この仕組みでは、認定を受けた上で、現場において当事者同士でサービス提供・利用が行われれば、義務的に公的な費用の保障（給付）が行われることとなる。</p> <p>○ 利用保障された個人が利用したサービスに対して市町村は費用を例外なく負担していくことになる。市町村の支出が大幅に増大すると考えられる。市町村が保育にかかわる財政的責任をきちんと果たしていけるような制度も、セットで検討していく必要。</p> <p>◆ なお、介護など他の社会保障制度においても、利用者に費用を給付し、事業者が利用者に代理して請求し、受領する仕組みが設けられている。</p> <p><del>○ 介護保険は保険ということ、ある一定の個人給付的な概念も理解できるが、保育は保険にはなっていないので、やや無理が生じるのではないか。</del></p> <p>○ 既に例としては障害者自立支援がこのような仕組みなので、保険だということと、こういう仕組みにすることが結びつくということでもない。</p> <p><u>（以下の議論に対する意見）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>介護保険は保険ということ、ある一定の個人給付的な概念も理解できるが、保育は保険にはなっていないので、やや無理が生じるのではないか。</u></li> </ul>
○ 保育料の納付	<p>◎ <u>新たな制度体系においては、市町村が公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者と保育所等の当事者同士が公的保育契約を結ぶことになるので、費用は当事者である保育所等に納付されることが基本。</u></p> <p>◎ <u>一方で、例外的ではあるものの、保育所等において一定程度の発生が見込まれる保育料の滞納について対応する必要が生じる懸念。</u></p> <p>◎ <u>例えば、医療保険制度では、被保険者が一部負担金を支払わなかった場合には、保険医療機関等が善良なる管理者と同一の注意をもって、支払いの受領に努めたが、なおその支払いがない場合に、保険医療機関等に代わって、保険者が被保険者から徴収する仕組みがある。</u></p> <p><u>こういった例も参考に、市町村に課された質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務の一環とし</u></p>

て、新たな仕組みにおいて、保育料の滞納があった場合に、市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討することが必要。

◆ 新たな制度体系においては、市町村が公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者と保育所等の当事者同士が公的保育契約を結ぶことになるので、費用は当事者である保育所等に納付されることが基本となる。

~~○ 個人給付的な色合いになると、利用料は保育所等の事業者に納めることになると思うが、そうでないとなると、やはり保育料は市町村が徴収すべき。~~

~~○ 保護者と市町村との間の保育保障に対する契約を基礎として、保育料は、保育を実施した部分に対して利用者が一定の義務を負うとの考えであれば、当然、保育料の徴収は市町村がすべき。~~

~~○ 「保育料負担とその内容の適正性、免除規定、支払い不履行に対する規定」等についてどのようにするかについて、利用者の「支払い義務」規定を検討する。保育料の支払先は、「義務化との関係」で市町村とする（自治体によっては、施設が徴収を代行する。）。~~

~~○ 保育料は、個人情報を守る上からも市町村が家計所得に配慮して決定し、保護者が市町村に納入する。~~

○ 保育料徴収、入所等の事務の負担について、できれば保育所に正規の事務職員（と必要な経費）がほしい。

○ 徴収の問題について、なぜ保育だけが特別なのか。市町村の責任であって徴収も市町村がやれという議論は、論理が飛躍している。

(以下の議論に対する意見)

・ 個人給付的な色合いになると、利用料は保育所等の事業者に納めることになると思うが、そうでないとなると、やはり保育料は市町村が徴収すべき。

・ 保護者と市町村との間の保育保障に対する契約を基礎として、保育料は、保育を実施した部分に対して利用者が一定の義務を負うとの考えであれば、当然、保育料の徴収は市町村がすべき。

・ 「保育料負担とその内容の適正性、免除規定、支払い不履行に対する規定」等についてどのようにするかについて、利用者の「支払い義務」規定を検討する。保育料の支払先は、「義務化との関係」で市町村とする（自治体によっては、施設が徴収を代行する。）。

	<p>・ <u>保育料は、個人情報を守る上からも市町村が家計所得に配慮して決定し、保護者が市町村に納入する。</u></p> <p>◆ 一方で、例外的ではあるものの、保育所等において一定程度の発生が見込まれる保育料の滞納について対応する必要が生じる懸念がある。</p> <p>○ 滞納の問題も今後心配な点。保育料に子ども手当を使っていけるようにしたらよいのではないか。</p> <p>◆ 例えば、医療保険制度では、被保険者が一部負担金を支払わなかった場合には、保険医療機関等が善良なる管理者と同一の注意をもって、支払いの受領に努めたが、なおその支払いがない場合に、保険医療機関等に代わって、保険者が被保険者から徴収する仕組みがある。</p> <p>こういった例も参考に、市町村に課された質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務の一環として、新たな仕組みにおいて、保育料の滞納があった場合に、市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討する必要があるのではないか。</p> <p>○ 滞納への対応について、現状で滞納の処理、滞納者への対応は市町村は非常に苦勞しており、複雑かつデリケートな部分がある。十分市町村のかかわり方を整理して、具体的に保育所と連携して保育料の徴収、確保のフレームを考えるべき。</p> <p>○ 強制徴収のようなことが、事業者が徴収していくときに、どのようにできていくのか。事業者と自治体の連携のようなところも非常に必要になってくる。</p> <p>○ 保育料の未納の場合であっても、児童福祉の観点から当該児童の保育の保障を侵害することはできない。保育料未納の督促や未納の場合の補填などは市町村の支払い義務の一環として市町村が行うべき。</p>
○ <u>利用した保育サービスの費用保障（給付）における単価</u>	<p>◎ <u>例えば、3歳未満の子どもについて「長時間」と「短時間」とに区分する場合、当該区分に応じて単価設定を行うこととなるが、管理費や人件費の一部など「長時間」「短時間」の区分を問わず共通して必要な費用が見込まれることから、単に時間数を比例して単価を設定するものではない。</u></p> <p>◎ <u>利用した保育サービスの費用保障（給付）における単価設定を検討するに当たっては、</u></p>

設定のあり方

- ・ 事業者が保育の質の向上につなげられる単価設定
- ・ 一時預かりや夜間保育など現行制度では事業運営が困難な類型に対する配慮についても考慮することが必要。

- ◆ 例えば、3歳未満の子どもについて「長時間」と「短時間」とに区分する場合、当該区分に応じて単価設定を行うこととなるが、管理費や人件費の一部など「長時間」「短時間」の区分を問わず共通して必要な費用が見込まれることから、単に時間数を比例して単価を設定するものではない。
- 保育所の運営費のほとんどが人件費であり、短時間だから半分とか、3分の2というようなわけにはいかない。
- 保育所は養護と教育が一体的に行われるところであり、保育単価をつくっていくときに、そうしたことが配慮されるのか不安がある。
- いわばソーシャルワーク費用、教育費用のような部分を個人に対する補助以外に事業者に対する一定量の補助として出すことはできないか。
- 今回の目的の中に保育士の処遇改善、保育の質の向上が挙がってくることを考えれば、保育単価設定のときに平均的な保育士の勤務年数を基準にするのではなく、例えば、3年・5年を上げた上でやるような合理的な根拠を考えなければならぬ。それが難しいならば、例えば研修費用などを保育単価に反映させるのではなく、事業主に対して補助していく財政の中に、それを含めていくというようなことは考えられないか。
- 実利用量・必要量の問題は、もう少し丁寧に実際に現場できちんと質を落とさない保育ができる職員配置と単価設定を十分に配慮しないと、量と質という部分で、言っていることとやっていることが違うことになりかねない。
- 最低基準との絡みで現行の保育単価が設定されている。単価設計では、2階建てのような形で、最低基準で保障されるようなものプラス利用者補助に加算したような組み合わせができないか。
- 現在の補助金額では一時預かり・夜間保育の事業運営が困難であることから、質の向上のために十分な予算の手当てが必要。
- 一時預かりや利用時間の短いケースは、受け入れる子どもと保護者の状況把握が難しく、適切な支援等のためには経験豊かな人材配置など体制強化と環境整備が必要。大幅な運営費の財源を確保すべき。

## 7 利用者負担のあり方について

項目	論点及び意見
○ 利用者負担のあり方	<p>◎ 第1次報告での整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格（公費による補助額＋利用者負担額）を公定する。（公定価格）</u></li> <li>・ <u>利用量（実利用量ではなく必要量）に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮する。</u></li> <li>・ <u>利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討する。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得の把握しうる市町村において行うものとする。</u></li> </ul> <p>◎ <u>年齢、規模、地域、時間帯など、単価設定を異ならせるとともに、利用者負担のあり方を変化させるかどうか、検討することが必要。</u></p> <p>◎ <u>利用者負担については低所得者への配慮が必要。</u></p> <p>◎ <u>利用者負担について検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>現行の家計に与える影響を考慮した利用者負担の維持が適切</u></li> <li>・ <u>現行の保育費用の利用者負担は他の制度に比べて高く、所得に関わらず、誰でも大きな負担感なく一定率の負担で利用できるようにすべきであり、低所得者減免措置を伴う定率負担であるべき</u></li> <li>・ <u>付加的サービスの利用者負担のあり方の検討が必要</u></li> </ul> <p><u>等の意見も考慮して検討することが必要。</u></p> <p>◆ 第1次報告での整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格（公費による補助額＋利用者負担額）を公定する。（公定価格）</u></li> </ul>

- ・ 利用量（実利用量ではなく必要量）に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮する。
  - ・ 利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討する。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得の把握しうる市町村において行うものとする。
- 第3階層・第4階層の滞納者が非常に多い印象。低所得者への配慮が必要。この辺の設定がうまくいけば、滞納も改善の方向にいくような気がする。
  - 利用者負担については、現行の「家計に与える影響を考慮して保育に係る児童の年齢等に応じた額」を徴収する仕組みを維持することが適切。
  - 経済的に厳しい若年層の子育て家庭が多いことをふまえ、現行の4割負担である利用者負担を他制度と同様に引き上げる必要がある。
  - 充実したサービス付加については応分の価格の設定という可能性があるような利用負担のあり方をぜひ残しておいてほしい。
  - 付帯事業等の内容や費用負担のあり方についても整理が必要。
  - 利用者負担は保障量ではなく、実際に量に対応したものとすべき。別途、保育所の運営がうまくいくかというのは、保育所に対する支払いのあり方、単価の設定の仕方で議論すべき。
  - 病気などやむを得ない理由でサービスを利用しなかった場合に利用者負担を求めることは、いわば 100%キャンセル料を求めるようなもの。
  - 保育を実際にしている立場からすると、サービス提供は確かにやっているが、「価格」というようなものではない。
  - 現行の保育費用の利用者負担は、医療や介護に比べて格段に高い。これは恐らく、本来児童を養護すべき親が全額負担すべきであるとの哲学からだろう。保育も医療や介護と同様、普遍的に国民に保障すべきサービスであり、所得にかかわらず、誰でも大きな負担感なく一定率の負担で利用できるようにすべき。低所得者減免措置を伴う定率負担であるべき。
- ◆ 年齢、規模、地域、時間帯など、単価設定を異ならせるとともに、利用者負担のあり方を変化させるかどうか、検討する必要がある。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度を国が変えたとき、自治体が財政状況が厳しいので、それまでの持ち出し負担をやめると、国としては軽減したつもりなのに、実際は負担が増える人が増えるということがある。</li> <li>○ 地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないこと自体が問題。今後保育単価の検討の際に、保育所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めるべき。</li> </ul>
<p>○ 標準的な利用保障の範囲の区分に応じた利用者負担のあり方</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◎ <u>3歳未満の子どもについて「長時間」と「短時間」とに区分する場合、当該区分に応じて単価設定を行うこととなるが、単価の違いに応じ、利用者負担も異なる取扱いとするかどうか。それぞれ異なった利用者負担額の中で、単価設定に関わらず所得に対する十分な配慮が必要。</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 3歳未満の子どもについて「長時間」と「短時間」とに区分する場合、当該区分に応じて単価設定を行うこととなるが、<del>管理費や人件費の一部など「長時間」「短時間」の区分を問わず共通して必要な費用が見込まれることから、単に時間数を比例して単価を設定するものではない。</del>単価の違いに応じ、利用者負担も異なる取扱いとするかどうか。それぞれ異なった利用者負担額の中で、単価設定に関わらず所得に対する十分な配慮が必要。</li> <li>○ <del>保育所の運営費のほとんどが人件費であり、短時間だから半分とか、3分の2というようなわけにはいかない。</del></li> <li>○ <del>保育所は養護と教育が一体的に行われるところであり、保育単価をつくっていくときに、そうしたことが配慮されるのか不安がある。</del></li> <li>○ <del>いわばソーシャルワーク費用、教育費用のような部分を個人に対する補助以外に事業者に対する一定量の補助として出すことはできないか。</del></li> <li>○ <del>今回の目的の中に保育士の処遇改善、保育の質の向上が挙がってくることを考えれば、保育単価設定のときに平均的な保育士の勤務年数を基準にするのではなく、例えば、3年・5年を上げた上でやるような合理的な根拠を考えなければならぬ。それが難しいならば、例えば研修費用などを保育単価に反映させるのではなく、事業主に対して補助していく財政の中に、それを含めていくというようなことは考えられないか。</del></li> <li>○ <del>実利用量・必要量の問題は、もう少し丁寧に実際に現場できちんと質を落とさない保育ができる職員配置と単価設定を十分に配慮しないと、量と質という部分で、言っていることとやっていることが違うことになりかねない。</del></li> </ul>

	<p><del>○ 最低基準との絡みで現行の保育単価が設定されている。単価設計では、2階建てのような形で、最低基準で保障されるようなものプラス利用者補助に加算したような組み合わせができないか。</del></p> <p><del>○ 現在の補助金額では一時預かり・夜間保育の事業運営が困難であることから、質の向上のために十分な予算の手当てが必要。</del></p> <p><del>○ 一時預かりや利用時間の短いケースは、受け入れる子どもと保護者の状況把握が難しく、適切な支援等のためには経験豊かな人材配置など体制強化と環境整備が必要。大幅な運営費の財源を確保すべき。</del></p>
<p>○ 標準的な利用保障の範囲を超えて保育サービスを利用する場合の利用者負担のあり方</p>	<p>◎ <u>標準的な利用保障の範囲内の利用者負担とは別に、当該範囲を超えて保育サービスを利用する場合は、当該範囲を超える分の利用者負担について検討することが必要。</u></p> <p>◎ <u>標準的な利用保障の範囲を超えて保育サービスを利用する場合の利用者負担について検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>超過勤務をするか否かを個人が選べる状態になく、超過勤務も含めて利用保障しないと安心して子育てできない状況</u></li> <li>・ <u>低所得で長時間勤務を余儀なくされている保護者に対し、通常より重い利用者負担を課すべきでない</u></li> <li>・ <u>延長保育や夜間保育については企業負担を求めるべき</u></li> <li>・ <u>残業の多い企業の抛出率を引き上げることによって働き方の見直しを進めるインセンティブを付与</u></li> <li>・ <u>一律に残業時間が多いから企業に負担を求めことは慎重に判断すべき</u></li> </ul> <p><u>等の意見も考慮して検討することが必要。</u></p> <p>◆ <u>標準的な利用保障の範囲内の利用者負担とは別に、当該範囲を超えて保育サービスを利用する場合は、当該範囲を超える分の利用者負担について検討する必要がある。</u></p> <p>○ 保育上限量を超えて利用する場合の負担の仕組み、あり方は子どもと保護者また職場の勤務状況から適切に判断することが必要。</p> <p>○ 超過勤務をするかしないかを自由に働く個人が選べる状態ではなく、その部分について財政支援しない、減らす、利用保障をしないということはいかがか。まだ超過勤務も含めて利用保障しないと安心して子育てができない状況。仮</p>

	<p>に超過勤務のところの利用負担を高くするようなことであれば、低所得であり、ダブルワークをしたりというような方々の経済的負担が高まるということになりかねない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「定型、長時間、休日」の保育等に関しては、企業負担ということも当然法制化してはどうか。</li> <li>○ 延長保育や夜間保育の利用の負担について、そのような従業員の使い方をしている企業の責任を明らかにして議論すべき。例えば雇用保険に上乘せるとか、深夜労働をしている企業の協力の引き出し方も保育の中へ入れ込んでいけば、深夜労働について企業に再考を促すような効果もある。</li> <li>○ 企業の実情や対応がばらばらの中で、企業に対して一律にコスト負担を求めていくと、努力をしなくても同じではないかということになる。そうならないようなコスト負担のあり方もぜひ検討してもらいたい。</li> <li>○ <u>残業時間に対応する保育サービスについて、低所得で長時間勤務を余儀なくされている親に通常の時間より重い利用者負担を課すべきでない。通常時間と異なる費用負担を考えるのであれば、財源を事業者拠出に求め、残業の多い事業者は拠出率を引き上げることによって働き方の見直しを進めるインセンティブを与える。</u></li> <li>○ <u>残業が多い場合は個別の事象によるもので、一律に残業が増えているから事業主負担という発想は、少し慎重に判断いただきたい。</u></li> <li>○ <u>例えば、残業の多い事業者は拠出率を引き上げる場合、子持ち従業員に残業を課している事業者というより、残業量の多い事業者全体とする方がフェアだろう。子どもの有無に関わらず残業や長時間労働が多い今の働き方を考えると、残業や深夜労働の多い事業者は、子どもを育てやすい社会をつくるという今の流れに反しているから、高い負荷を求めたいという考え方で理解を得られるのではないか。</u></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様なサービスメニューに応じた利用者負担のあり方</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ <u>多様なサービスメニューは、それぞれに必要な施設、職員等が異なるものであり、市町村から認定される保育の必要量が同一であったとしても、必要な費用は異なるものである。</u></li> <li>◎ <u>そのため、多様なサービスメニューに応じて、単価は異なってくるものと考えられるが、利用者負担額について異なるようにすることが適当か否か。また、多様なサービスメニューに応じた所得に対する配慮が必要。</u></li> </ul> </div> <p>◆ 多様なサービスメニューは、それぞれに必要な施設、職員等が異なるものであり、市町村から認定される保育の必要</p>

	<p>量が同一であったとしても、必要な費用は異なるものである。</p> <p>◆ そのため、多様なサービスメニューに応じて、単価は異なってくるものと考えられるが、利用者負担額について異なるようにすることが適当か否か。また、多様なサービスメニューに応じた所得に対する配慮が必要。</p>
--	--

## 8 保育の質の向上について

項目	論点及び意見
○ 保育の質を支える要素	<p>◎ <u>保育サービスは、子どもの健全な育ちを支援する対人サービスであり、その質を支える主要な要素は次のとおり。これらについて、児童福祉施設最低基準及びそれに基づく設置認可、指導監督における最低限度の質の確保、また、研修、評価等による質の向上のための取組みが行われている。</u></p> <p><u>(1) 物理的環境（施設設備の機能、面積等）</u></p> <p><u>(2) 保育者の配置等</u></p> <p><u>(3) 保育内容（養護と教育）</u></p> <p><u>(4) 保育者の質・専門性</u></p> <p>◎ <u>最低基準だけで保育の質を担保しているものではなく、質を下げないセーフティーネットと質を上げるインセンティブを制度として位置付けることが必要。</u></p> <p>◆ 保育サービスは、子どもの健全な育ちを支援する対人サービスであり、その質を支える主要な要素は次のとおり。これらについて、児童福祉施設最低基準及びそれに基づく設置認可、指導監督における最低限度の質の確保、また、研修、評価等による質の向上のための取組みが行われている。</p> <p>(1) 物理的環境（施設設備の機能、面積等）</p>

	<p>(2) 保育者の配置等  (3) 保育内容（養護と教育）  (4) 保育者の質・専門性</p> <p>○ 保育の質の向上のための基本的視点としては次の通り。  (1) 幼児期の教育への投資は、社会的・経済的効果をもたらす  (2) 発達障害や被虐待など保育・養育に専門性を必要とする事例の増加への対応  (3) 保護者支援の強化  (4) 保育士不足の解消のため長く続けられる環境づくりと待遇の向上</p> <p>○ <u>最低基準だけで保育の質を担保しているわけではない。保育の質の確保と向上ができるような仕組みを総合的に考えるべき。質を下げないセーフティネットと、質を上げるようなインセンティブを制度としてどう位置付けるのか考えることが必要。</u></p> <p>○ <u>子どもの貧困に関する視点を仕組みの中で質に絡めて活かすことができないか。</u></p>
<p>○ 面積基準</p>	<p>◎ <u>昭和 23 年に定められた現行の最低基準は、保育室等の面積については、当時と同じ数値基準を定めている。限られた空間では、子どもに主体的な活動を促すことが難しく、子ども同士の関わりも少なくならざるを得ない。また、保育室の面積だけでなく、全体の生活の空間があるかどうかという点も重要。</u></p> <p>◎ <u>「機能面に着目した保育所の環境・空間にかかる研究事業」の研究会において、「現行の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の基準以上であることが必要」との報告が本年 3 月に取りまとめられている。</u></p> <p>◆ 昭和 23 年に定められた現行の最低基準は、保育室等の面積については、当時と同じ数値基準を定めている。限られた空間では、子どもに主体的な活動を促すことが難しく、子ども同士の関わりも少なくならざるを得ない。また、保育室の面積だけでなく、全体の生活の空間があるかどうかという点も重要である。</p> <p>○ 今の最低基準では図れない子どもの育ちを保障するためには、より科学的根拠に基づいた、もっと広い空間あるいは</p>

	<p>育ちを保障してあげる生活空間というものが必要。最低基準は子どもの育ちを保障していくための空間・環境であり、今以上に最低基準を高めていくことにもっていくことこそ、子どもたちの生活を保障していくことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の質の向上を目指す必要があり、定数、広さにしても、まだまだ乏しいものがたくさんある。</li> <li>○ 現在の面積基準が、国際的にもかなり低い状態であることは確認されているので、他の国に比べてどういう状況なのかデータをもって見せてほしい。</li> <li>○ 質の確保と向上は、質を落とさないという仕組みと、向上で上げる仕組みをうまくクロスさせていく必要。最低基準がすべて保育の質の確保・向上を背負い込んでいるわけではない。もっと多面的な質の確保・向上の担保を、仕組みとしていろいろ工夫しなければならない。</li> <li>○ 福祉は一人一人に着目しているから一人何㎡だが、幼稚園の場合は「集団」という単位で捉えている。養護と教育が一体となった保育といくことで、一人何㎡の発想は大事にしながら、一人何㎡だけではない、もう少しクロスさせるような発想も、質の点では要るだろう。</li> <li>○ <u>現在の最低基準は 60 年近く運用されたものであり、保育を行うことがまったく不可能というほどまでの状況は見られなかったが、「食寝分離」など様々な課題がある。現在の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、<u>現行の最低基準以上であることが必要。</u></u></li> </ul> <p>◆ 「機能面に着目した保育所の環境・空間にかかる研究事業」の研究会において、「<u>現行の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の基準以上であることが必要</u>」との報告が本年3月に取りまとめられている。</p>
○ 職員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ <u>保育従事者には保育士資格を有することを求めているところ、保育は、乳幼児期の子どもの発達過程を踏まえ、保育環境を構成し、養護・教育を一体的に行うという特性があり、さらに、親支援や障害のある子どもの受入れなど、保育所の役割の深化・多様化もあり、保育従事者に求められる資質や専門性はますます高まっている。</u></li> <li>◎ <u>現行の保育士の配置数は、年長児を中心に、国際的にみても手薄いと指摘があり、また、8 時間の保育時間を前</u></li> </ul>